

京 都 大 学 化 学 研 究 所 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学化学研究所規程 (平成16年達示第32号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。</p> <p>(中 略) (教授会) 第4条 化学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。</p> <p>(研究系) 第5条 (略) (後 略)</p>	<p>(目的) 第2条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> <p>(教授会) 第4条 } (同 左) 2 } <u>(運営評議会)</u> 第4条の2 <u>化学研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に应ずるため、運営評議会を置く。</u> 2 <u>運営評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究系) 第5条 (同 左)</p>
<p>京都大学人文科学研究所規程 (平成16年達示第33号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行うことを目的とする。</p> <p>(中 略) (教授会) 第5条 人文科学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。</p> <p>(研究部門) 第6条 (略) (後 略)</p>	<p>(目的) 第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文科学の総合研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> <p>(教授会) 第5条 } (同 左) 2 } <u>(運営委員会)</u> 第5条の2 <u>人文科学研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に应ずるため、運営委員会を置く。</u> 2 <u>運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究部門) 第6条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<b>京都大学生存圏研究所規程</b> (平成16年達示第36号)	
(前 略) (目的) 第2条 生存圏研究所は、生存圏科学に関する研究及び人材育成を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。 (中 略) (運営委員会) 第5条 生存圏研究所に、 <u>その運営に関する重要事項について所長の諮問に</u> 応じるため、運営委員会を置く。 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (研究部及び研究系) 第6条 } (略) 2 } (後 略)	(目的) 第2条 (同 左)  (運営委員会) 第5条 生存圏研究所に、 <u>第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に</u> 応ずるため、運営委員会を置く。 2 (同 左)  (研究部及び研究系) 第6条 } (同 左) 2 }
<b>京都大学防災研究所規程</b> (平成16年達示第37号)	
(前 略) (目的) 第2条 防災研究所は、災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。 (中 略) (協議会) 第5条 防災研究所に、その運営に関する事項について所長の諮問に <u>応ずるため</u> 、協議会を置く。 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (共同利用委員会) 第6条 防災研究所に、 <u>防災研究所の共同利用に係る計画案の作成その他共同利用の実施に関し必要な事項を審議し、教授会に提案するため、共同利用委員会を</u> 置く。 2 <u>共同利用委員会</u> の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (自然災害研究協議会) 第7条 } (略) 2 } (後 略)	(目的) 第2条 (同 左)  (協議会) 第5条 } (同 左) 2 }  (共同利用・共同研究拠点委員会) 第6条 防災研究所に、 <u>第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に</u> 応ずるため、 <u>共同利用・共同研究拠点委員会を</u> 置く。 2 <u>共同利用・共同研究拠点委員会</u> の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (自然災害研究協議会) 第7条 } (同 左) 2 }

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学基礎物理学研究所規程</b> (平成16年達示第38号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 基礎物理学研究所は、素粒子論その他の基礎物理学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。 (中 略) (運営委員会) 第5条 基礎物理学研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、<u>運営委員会</u>を置く。 2 <u>運営委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</p> <p>(研究部門) 第6条 (略) (後 略)</p>	<p>(目的) 第2条 (同 左)</p> <p>(運営協議会) 第5条 基礎物理学研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、<u>運営協議会</u>を置く。 2 <u>運営協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (共同利用運営委員会) <u>第5条の2 基礎物理学研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</u> 2 <u>共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究部門) 第6条 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学ウイルス研究所規程</b> (平成16年達示第39号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 ウイルス研究所は、ウイルスの探求並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。</p> <p>(中 略) (協議員会) 第4条 ウイルス研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。</p> <p>(研究部門) 第5条 (略)</p>	<p>(目的) 第2条 ウイルス研究所は、ウイルスの探求並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</p> <p>(協議員会) 第4条 } 2 } (同 左)</p> <p>(運営委員会) <u>第4条の2 ウイルス研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</u> 2 <u>運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究部門) 第5条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(附属研究施設)</p> <p>第6条 ウイルス研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>エイズ研究施設</u>  <u>感染症モデル研究センター</u>  <u>新興ウイルス感染症研究センター</u></p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学経済研究所規程</b> (平成16年達示第40号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 経済研究所は、産業経済に関する総合研究を行うことを目的とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第4条 経済研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。</p> <p>2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。</p> <p>(研究部門)</p> <p>第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>経済情報解析研究部門  経済制度研究部門  経済戦略研究部門</p> <p>現代経済分析研究部門  (附属研究施設)</p> <p>第6条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>金融工学研究センター</u>  <u>複雑系経済研究センター</u>  <u>先端政策分析研究センター</u></p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、経済研究所の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第6条 ウイルス研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p><u>ヒトレトロウイルス研究施設</u>  <u>感染症モデル研究センター</u>  <u>新興ウイルス研究センター</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 経済研究所は、産業経済に関する総合研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> <p>(教授会)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p><u>第4条の2 経済研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究部門)</p> <p>第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>経済情報解析研究部門  経済制度研究部門  経済戦略研究部門  <u>ファイナンス研究部門</u>  現代経済分析研究部門  (附属研究施設)</p> <p>第6条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>複雑系経済研究センター  先端政策分析研究センター</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 前項の規定にかかわらず、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。 (後 略)</p>	<p>4 } 5 } (同 左)</p>
<p align="center"><b>京都大学原子炉実験所規程</b> (平成16年達示第42号)</p>	
<p>(前 略) (目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 原子炉実験所は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</p>	<p>第2条 (同 左)</p>
<p>(中 略) (運営委員会)</p>	<p>(運営委員会)</p>
<p>第5条 原子炉実験所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</p>	<p>第5条 } 2 } (同 左)</p>
<p>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p>2 } (共同利用運営委員会)</p>
<p>(研究部門) 第6条 (略) (後 略)</p>	<p><u>第5条の2 原子炉実験所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</u> <u>2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u> (研究部門) 第6条 (同 左)</p>
<p align="center"><b>京都大学霊長類研究所規程</b> (平成16年達示第43号)</p>	
<p>(前 略) (目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 霊長類研究所は、霊長類に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者等の共同利用に供することを目的とする。</p>	<p>第2条 (同 左)</p>
<p>(中 略) (運営委員会)</p>	<p>(運営委員会)</p>
<p>第5条 霊長類研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</p>	<p>第5条 } 2 } (同 左)</p>
<p>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p>2 } (共同利用・共同研究拠点運営協議会)</p>
	<p><u>第5条の2 霊長類研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用・共同研究拠点運営協議会を置く。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(研究部門) 第6条 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学東南アジア研究所規程</b> (平成16年達示第44号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 東南アジア研究所は、東南アジア地域に関する総合研究を行うことを目的とする。</p> <p>(中 略) (協議員会) 第5条 東南アジア研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。</p> <p>(研究部門等) 第6条 } (略) 2 } (後 略)</p>	<p><u>2 共同利用・共同研究拠点運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u> (研究部門) 第6条 (同 左)</p> <p>(目的) 第2条 東南アジア研究所は、東南アジア地域に関する総合研究を行うとともに、<u>全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</u></p> <p>(協議員会) 第5条 } 2 } (同 左)</p> <p>(共同利用・共同研究拠点運営委員会) <u>第5条の2 東南アジア研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用・共同研究拠点運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 共同利用・共同研究拠点運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</u></p> <p>(研究部門等) 第6条 } (同 左) 2 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学生態学研究センター規程</b> (平成16年達示第48号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 生態学研究センターは、生態学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</p> <p>(中 略) (運営委員会) 第5条 生態学研究センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。 2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。</p>	<p>(目的) 第2条 (同 左)</p> <p>(運営委員会) 第5条 } 2 } (同 左)</p> <p>(共同利用運営委員会) <u>第5条の2 生態学研究センターに、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(研究部門) 第6条 (略) (後 略)</p>	<p><u>2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</u> (研究部門) 第6条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>